

平成 25 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 25 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 25 年 6 月 20 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 44 号 東彼杵町子ども・子育て会議条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 45 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 追加日程第 1 発議第 5 号 議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算
(第 1 号) に対する附帯決議案
- 日程第 4 要望第 2 号 e-エクササイズ彼杵教室について要望書
- 日程第 5 議案第 50 号 職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 51 号 東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事請負契
約について
- 日程第 7 議案第 52 号 大野原高原線改良工事 (15 工区) 請負契約の変更につい
て
- 日程第 8 報告第 6 号 専決処分の報告について

(里一ツ石線改良工事(10工区)請負契約の変更に伴う請負
金額の変更について)

日程第 9 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

日程第 10 議員派遣の件

開 会 (午前 9 時 29 分)

○議長 (森敏則君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。町長。

○町長 (渡邊悟君)

先程の委員会の中で吉永議員の方から 6 月 12 日に道の駅の予算の上程を致しました。その夜に担当課長と道の駅の社長が飲食を共にしていたと、町長がそれを把握していたのかと、調査をするようにという事でしたので調査をしたら、そういう事実はありませんでした。

○議長 (森敏則君)

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩 (午前 09 時 30 分)

再 開 (午前 09 時 30 分)

○議長 (森敏則君)

休憩前に戻り、会議を始めます。町長。

○町長 (渡邊悟君)

吉永委員撤回をされたんでしょう。私に撤回をして下さい。私に謝罪をして下さい。委員会はその時私はいませんでしたから。これは大変な事なんですよ。心配したんですよ、職員が飲み食いをしたという事実ならば大変な事なんですよ。それは何処を根拠に言われたのか、非常に私も慎重に考えていまして、撤回と謝罪を求めます。

○議長 (森敏則君)

今、町長から吉永議員への撤回と謝罪という事です。

これは委員会での発言ですので、一旦本会議を閉じ、連合審査という形の中で発言をして頂きたいと思います。

従って、只今より暫時休憩します。

暫時休憩 (午前 09 時 31 分)

再 開 (午前 09 時 34 分)

○議長 (森敏則君)

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

日程第 1 議案第 44 号 東彼杵町子ども・子育て会議条例の制定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 45 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

それではこれより日程第1、議案第44号東彼杵町子ども・子育て会議条例の制定について、日程第2、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2案を一括として議題とします。本案について委員長の報告を求めます。岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、本委員会に付託された事件について審査結果を報告します。

1付託された事件、議案第44号東彼杵町子ども・子育て会議条例の制定について、2審査年月日、平成25年6月18日、3審査の経過並びにその結果、付託された事件について、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は平成27年度から、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法の規定に基づき条例を定める必要があることから、制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、制度ごとにバラバラな政府の推進体制も内閣府直轄となり整備される事となっているので、町も機構改革を図り、会議組織もできるだけ少数精鋭で臨み、町総合計画にきっちり位置付けてほしいとの意見がありました。

次に議案第45号につきまして報告します。

1付託された事件、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、2審査年月日、平成25年6月18日、3審査の経過並びにその結果、付託された事件について、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は子ども・子育て会議の設置に伴い、同会議委員の報酬を定める必要があるための改正条例である。

慎重に審議した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。一括して行いますのでそれぞれ議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長降壇して下さい。

次に一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 44 号、東彼杵町子ども・子育て会議条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 45 号を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 45 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 3、議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会審査報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件、議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）、2 審査年月日、平成 25 年 6 月 16 日、17 日、18 日、19 日、3 審査の経過並びにその結果、付託された事件について、17 日に各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査を行い、翌 18 日、総務課長、財政管財課長の出席を求め、審査を行いました結論が出ず、商工費の道の駅管理費について 19 日も委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 109,396 千円を追加し、総額を 4,547,396 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、道の駅増築等実施設計業務委託料及び道の駅増築等工事など 44,873 千円、彼杵児童体育館耐震診断・設計業務委託料など 24,859 千円等である。

主な財源として、ふるさと創生基金繰入金 42,713 千円、前年度繰越金 33,437 千円等が計上されている。

本案については吉永秀俊委員より道の駅管理費中、道の駅増築等工事を 31,500 千円減額する修正動議が提出され、採決の結果、賛成 2 名反対 3 名により修正案は否決されました。

以上、慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、賛成者 3 名の賛成多数で、可決すべきものと決定しました。

その後、福田議員から附帯決議案が提出され、全委員一致可決されました。

尚、審査の過程で、道の駅運営協議会は開催されているのかという質疑に対し、平成 15 年から機能していないという回答であり、設置の目的からみても早急に対応すべきであるとの強い意見がありました。

また、予算計上は普通財産貸付の問題で、財政管財課の所管となったとの事であるが、商工費は産業振興課の範疇であり事務分掌との関連について意見がありました。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

2番議員橋村孝彦君

○2番（橋村孝彦君）

今回の総務委員会、非常に長きに渡って審議をされたと聞いていますが、いたずらに時間を要するだけが慎重審議だとは私は思っておりませんが。

そこでお尋ねします。今回の補正に対しての質問と全く関連しない質問等があつて長引かれたのではないかと。

それともう一つ、今回の道の駅の増築31,500千円、これを減額する修正動議が出されていますけれども、これの根拠等についてはどういった検討があつたのでしょうか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

お答えします。最初の長引いた理由ですが彼杵の荘道の駅の物産販売等につきまして、岡崎社長の報告を受けたいという事で日程を調整していましたが、それで19日まで伸びた経緯があります。

こちらから申し出をしていましたが、九州の道の駅大会か何かあるという事で日程が空かないということで、出席が叶わず、昨日総務委員会だけで審査を行いました。

この31,500千円の減額ですが、道の駅に本当に税金を31,500千円も投入して販売者の方の面積の確保、商店から出ている品物との調整具合、その辺が確実に調査をされているのかということがありまして、減額修正等が研究の余地があるので出たと私は思います。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

6月18日、19日に当該事業者社長を議会に呼ぼうとされたという報告でございますけど、これは何ですか、証人喚問ですか、参考人ですか、どういった意図で呼ばれたんですか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

これは参考人召致です。というのは執行部側にも詳細な説明を求めましたが、中々回答が得られませんでした、はっきり申し上げまして。直接事業を担当されている岡崎社長に聞いて、例えば仕入れの金額とか、農産物を販売される方の金額、後は関係ありませんが、手数料問題等も聞きたいという事もあり、最初は19日迄出来るんじゃないかという事でしたので。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

今回の補正はそもそも道の駅の増築が否なのか、可なのかを審議する補正予算に対する審議でしょ。そこに持ってきて当該会社の仕入れがどうなのか、経営状態がどうなのかとかを議論する場ではないでしょう。何故そこで当該社長を呼ばれる根拠があつたのでしょうか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

仕入れ価格で面積等が換算できるんじゃないかと、農家の方が出される品物だけではないという事ですね。町の税金を投入するなら、まずは町民の皆様が利益を被るのを優先させた方が良いのでは無いかという事で、どの位面積が必要なのか、まだ80何㎡増やしても足りないかもしれないし、そういうのを確実に意見を聞きたいということで、役場もまだ調査のそういう答えが出ませんでしたから、聞きたいという事でした。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前09時46分）

再開（午前09時46分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。委員長降壇下さい。

それではこれから討論を行います。

初めに本案に対する反対討論があったら許します。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程委員長からの報告がありましたように、私は修正案を出させて頂きました。それは何故かという、今、橋村議員も質問されたように、何故今回売場を拡幅しなければいけないのか、どのような状況なのか、生産者の皆様方、納入をされている業者の皆様はどのような声があるのか、というのを十分に聞きたいという事でもお願いしたんですが、それが詳しい説明が聞けなかったということですね。

それと10年前は現在の道の駅さんに月135千円で貸しているという事ですが、10年前の契約と比べれば、今回は仮設の部分も入れて約2倍の広さの売り場になるわけですが、そういったテナント料とかが今後どのようになるのか、又先程委員長から報告がありましたけど、平成15年から納入をされる方と経営をされている方との仲立ちをするというような運営協議会がこの8年間・9年間、1回も開催をされていない、そしたら道の駅で起こるいろんな問題点が解決できてないじゃないかと、そういうことも是非これを機会に解決をして行ったらどうかという事もありましたので、道の駅の31,500千円の増改築料につきましては、もう少し我々議会とても研究をさせて頂いて、この分だけ保留にして、もう少し継続審査をして慎重に決断を下すべきではないかという事で、今回修正動議を出させて頂いたと言う事です。

○議長（森敏則君）

それでは、次に本案に賛成者の発言を許します。

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

私は賛成の討論を致します。

道の駅は先ずは、高速道路に乗る前と下りた後の事故がないようにということの身体のケアを図るためにトイレ・休憩所を基本とし、併せて地域の情報発信に努める事を旨として、国土交通省より管理を要請されたもので、道の駅ができることに伴い、農業・漁業産業の推進発展、併せて活力ある町づくりを基本理念の基に立ち上げられた彼杵の荘で、処遇目的・基本理念に充分なる期待に於いているものであり、また東彼杵町工場設置条例並びに空き店舗に係る各条例等を持って活力ある町づくりに奔走している真っ只中である。

こういった状況下で少しずつでも着実に前進をさせ、東彼杵町の活力ある町づくりを見出ししていかなければならない現況であると思うものであります。

よって道の駅関連予算には賛成を表すと共に、議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算は可決する事に賛成です。

○議長（森敏則君）

次に本案に反対者の発言を許します。

11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

今回の補正の 31,500 千円の使い道をしっかりと議会の立場から、議員としてどういうものに使われるのか、生産者の声があるという町長の意見も有りましたし、或いは当局の彼杵の荘からの要望もあり両方の意見で立ち上げられたと言う話であります。我々議員としては道の駅は色んな意味で活性化に繋がっていると万人が認めるところであって応援をしたところですが、この 31,500 千円は果たしてそれだけ面積を広げて増築しなければならないのか、今なのかどうか、そういうことも我々議員としてはお金を出す以上、しっかりした根拠を示して頂ければ、それ相応に我々としても応援をしたいと思っております。今のところ私自身はこれだけの資料だけでは納得できなかったものですから、10 日でも 15 日でも、もう少し検討させて頂く時間があればなという事で反対をした訳です。以上です。

○議長（森敏則君）

次に本案に賛成者の発言を許します。

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

今回の補正予算は、特に道の駅は東彼杵町の情報の発信源であり、昨年も全国和牛能力共進会もありましたし、また来年には長崎国体も控えている訳であります。そういった中で現在老人ホームの跡地も駐車場等に整備されていますし、そこに出品をされている生産者の方もとにかく手狭であるという意見は以前から聞いていたわけです。

町当局も相当研究された上に今回増築という事で上程をされていますし、早急に整備をして来年多くの皆さんが長崎県に来て、東彼杵町に寄って頂く、道の駅に寄って頂く機会も相当あるかと思えます。

そういったことを踏まえて、なるべく早く完成させて東彼杵町の活性化をさせ、私もちょうくちよく他所に行ってみましても東彼杵町の道の駅というのは知名度も上がってきていると思われまますので賛成をするものです。

○議長（森敏則君）

次に本案に反対者の発言を許します。

発言者がいないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案の採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。従って議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 09 時 55 分）

再開（午前 09 時 56 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今総務厚生常任委員長から、発議第 5 号議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議案が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、発議第 5 号を追加日程第 1 とし、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして、発議第 5 号を日程に追加し日程の順序を変更し、直ちに議題にする事に決定しました。

追加日程第 1 発議第 5 号 議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議案

○議長（森敏則君）

それでは追加日程第 1、発議第 5 号、議案第 48 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議案を議題とします。

これから提出者の説明を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、提出の理由を申し述べます。商工費の道の駅管理費について、31,500 千円の巨費を投じ増築等工事が計画されているが、契約当初の環境から大幅な変更となる事から、今後の契約料などを含め、見直しを求めるために提出するものであります。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 09 時 58 分）

再 開（午前 09 時 59 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。先程の委員長の提出に対しての質疑を行います。
2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

附帯決議を初めて見させていただきましたけれども、これまでの議論の過程におきまして、こういった契約の変更等についての議論、或いは営業検討についての議論等は充分したと思えますけど、その中で契約に関する条項は、今回の補正とは全くかけ離れているでしょう。それは満了の 29 年度に充分協議すればいい事でしょう。違いますか。それと営業権についても、この間私にとっては理解しがたい意見がございましたけれども、暖簾ですか、これは民間会社というのは、営業活動の中で長い時間を掛けて決算等に表せられない無形資産があるわけですよ。これが実は暖簾という事ですよ。例えば会社の譲渡等の時におきましては無形固定資産として仕訳の中で、契約されるわけですよ。わかりますか。

従ってこの経営権、暖簾というのはこの間言ったように確かに計算では表れません。色々な条件によって変わります。これが厳然として存在するんです。だからこういう事の法的な経営権等を調べてからされなかったんですか。

○議長（森敏則君）

橋村議員にお願いします。先程の発言は後に討論の時間を作っております。反対討論の時に発言をお願いします。委員長に対しての質疑をお願いします。

それでは岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

最初の 29 年度までであるじゃないかという事じゃなくて、今回の 31,500 千円の増築等は別に契約をするという説明があっているものですから、それを含めてここに記載しております。それと民間会社は長時間掛けて無形固定資産税の話もありましたが、これは調査をしております。暖簾というのは企業が有するノウハウ、立地等他に代替できない無形の価値の事というのも調べておりますし、暖簾は高貴でブランドも日本の伝統的用語で表現したものである。それとブランドの考え方自体は、日本の商売に於ける暖簾に近いという事も調べています。

何故、ここに挙げたかというのは、道の駅というのは全国的なブランドであります。はっきり言って。他の民間商店が立ち上げた時には地名度は全くありません。もう彼杵の荘は道の駅の中にあるのですから、道の駅自体がブランドなんですよ。質疑の時もありましたように、カーナビにも道の駅とすれば何処でも出てきますし、観光バスも道の駅と言えはすぐ案内もできます、はっきり言いまして。だからここに顧問弁護士等の明快な解釈を求めたというのは、質疑があった時に執行部が回答ができなかったものですから。委員会の時に顧問弁護士に相談をして欲しいとそういうことであります。

○議長（森敏則君）

他に、質疑がある方はどうぞ。10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

この中で 2 番に書いてある、決議されて生鮮関係業者に何を説明し、何を求めているのか全く意味不明な文章と私は受け止めています。というのは、これを説明して生鮮関係業者がこ

れはちょっと待ってください、施行されたら困りますと言われて、議会では可決しておいて、説明してくれと言われたから説明に行きましたでは、何のために説明に廻るのか、全く行政側も困ると思うんです。やはり附帯決議事項もちろん決議された事項は行政側として重視するべきとなっておりますので、しかし出す場合にその辺を十分検討されて、これをされたのか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

これはですね、今度食堂棟というのを計画されていまして、そこに飲食店が入ってくるとなると、先ずは町内の業者の方に説明をして頂きたいという事で、これは質疑の時にも出てきている項目でしたので詳しく書いておりませんでしたけれども、そういう感じで意見が出ております。以上です。

○議長（森敏則君）

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

もう一度お聞きしますが、解釈としてはそういう風に受け止められる根拠ではありませんので、お聞きしている訳ですが、当然違う形態になれば、お話をされるのは当たり前なのですが、元々あの中で食堂もされておりますし、実質関連の状況でやられる場合何れにしても我々も非常に慎重にしないと誤解を招くと言いますか、説明をすることによって誤解を招く状況になるという事のご理解をして頂きながら、提出して頂ければならないと考えています。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

確かにこの文章は説明不足もあると思いますが、これは委員会の時に出て総務課長も財政管財課長も出席されている時に出て、説明をして欲しいという意見が出ましたので、委員会として決議を載せているだけでございます。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑がなければ委員長に対する質疑をこれで終わります。

お諮り致します。発議第 5 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 5 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本案に対する討論を行います。

初めに只今の発議に反対の発言を許します。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

営業権について委員長は充分調べて来ていると言うお話でしたが、そんな事は私も調べています。それと 2 番の生鮮関係業者にも充分な説明をすることとありますが、これはおかしくないですか、よく考えてください。道の駅を造った経緯は皆さんご存知でしょう。

これは国交省の施策で国の予算でできたんですよ。それにうちの町は乗っかって、地域振興のためにあそこの道の駅を造ろうということで私はその当時商工会の副会長をしていましたが、あそこに物産館を造る事は本町の活性化に繋がるという事で、ただその経営に関しては行政側は人材もいないし、ノウハウもないから、これは商工会にして頂けませんかという町からの要請なんです。そこであの時は広く町内外に公募されたんです。その中のその1番の条件というのは資本金を1番多く出した人というのが条件だったんですよ。その時に生鮮食料店、この方々は、あそこで生鮮食品を売るは当然分かっていた訳ですよ。その時この方々は応募されていないんですよ。その当時我々も道の駅を見て回りました。あの頃利益を出している道の駅は10%か20%しかなかったんですよ。そこで大きなリスクを持ってされたのが現の会社でしょ。

今になって我々のところにも説明しろなんていう理論が成り立つんでしょうか。こういう附帯決議ははっきり言いまして全く法的拘束力もございませんし無意味ですよ、よってこれは反対です。

○議長（森敏則君）

次に只今の発議に対しての賛成討論を許します。

4番議員、福田君。

○4番（福田修君）

附帯決議を出した責任と言うのもありますが、実際に出した理由としては予算案は賛成をしているのですが、町側の説明がある程度不足をしていると、やはり大事な税金を使う為にはもう少し詳しい説明が欲しかった。

私は連合審査に出ていなかったものですから、聞いてない部分もあったんですが、ある程度他の議員さんから聞いて、委員会に出席して総務課長、財政管財課長からお聞きをしまして、詳しい説明がなかったのが現状だと思います。

そういう中でこれから先の予算執行にあたっては、是非とも中身の濃いものが必要だと考えます。文章的にはこれが正しいか正しくないのか私も判断しかねるところもありますが、こういう附帯決議案として出させて頂いた経緯があります。

総務委員会として色々話をして可決した訳ですので、町側にはもっとそういう努力をして頂きたいというところを附帯決議として出させていただいております。以上です。

○議長（森敏則君）

これで討論を終わります。これより発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。従って発議第5号、議案第48号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 要望第2号 e-エクササイズ彼杵教室について要望書

○議長（森敏則君）

次に日程第4、要望第2号e-エクササイズ彼杵教室についての要望書を議題とします。
本案について委員長の報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を申し述べます。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

1付託された事件、要望第2号e-エクササイズ彼杵教室についての要望書、2審査年月日、平成25年6月18日、3審査の経過並びにその結果、付託された事件について、発起人である二瀬規文氏の出席を求め、その後町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、町事業時には発生しなかった筋力トレーニング会場の施設使用料の全額減免と講師2名分の高速道路利用料金の助成の要望であります。

筋力トレーニングは、現在会員37名（平均年齢77歳から78歳）の方々が週1回の頻度で9年間も続けられており、介護予防にも大きく貢献していることは否めない事実である。

従って、本委員会としては公益性が認められると判断したものである。

慎重に審査した結果、要望者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で筋力向上トレーニング事業が介護予防に果たす効果など、統計をとる必要性があるのではないかとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長報告に対する質疑を行います。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

委員会に二瀬さんが出席されたんですね。そこで要望書については文章を見ていますからそれで良いですけど。あの文章でいきますと会場の使用料減免と高速料金の助成とありましたが、はっきり言いましてこれは微々たる金額だと思うんです。

本来ならば要望者の願意はもう少し他にもあったのでは無いかという気がするのですが。

そこで、文章と若干違うそういった部分等の意見等はございませんでしたか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

今まで町として事業を続けてきて、会員も50名から37名に減ったという話もありました。というのは3,550円になっている内の550円の負担が重荷になってきたと、それでその時発言があったのが会場使用料が1時間当たり300円から既に90円に減免されているという説明がここに記載している以外の事です。それだけです。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

そうなんです。これははっきり言ってこの文章には、本当の願意は表れていないと思うんです。委員会としては文章に表れない影の願意等の喚起する位の議員としては、町民の意見を代弁者して頂くならばこれくらいの内容はなかったんですか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それならば、ここの文章に書いてくるべきであって、この文章で出た要望だけが審議されたのでありまして、今の橋村議員の質疑に対しての審議は致しておりません。

○議長（森敏則君）

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

一つだけお聞きします。随時の健康体操等が結構出てきておりまして、どれもこれも補助金となりますと、私から言えば健康を維持するには出来る限り町は施設は無料で使っても構わないんじゃないかと思いますが、今話がありましたお金が無いから減った、ある人は受ける、体が調子悪い人は行けない、これでは公正公平に使えと話が出るのですが、行っている人にはお金を払います、それでも高かったら行けない。それでは行けない人に不公平じゃないか。国も倒産しないという考え方がありますが、私は倒産するんじゃないかと今心配をしています。自民党も福祉の面で、お金を減らすと言いながら選挙が終わらないと中身は言わないという状況ですので、非常に気にはなっております。しかしそういった厳しい状況の中ということの話は出なかったのかどうかをお聞きします。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

スポーツクラブひがしそのぎの話も出ました。出ましたがここに介護予防に果たす役割を委員会が認めて、予算措置は執行部がどうされるか、金額まで要求するものではございません。以上です。

○議長（森敏則君）

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

確かにそうなっております。こういった状況の中で迎合的などというような考えをしておりますが気持ちは分かりますが、現況の町の行政の今の金額そういった厳しい状況の中で、数年福祉の面もやってきております。ある面では自分のことはこれだけは自分でやって下さいと言うのも必要な時期ではなかろうかという私の考えです。

議会としてもその辺は慎重にするべきではないかという考えからお聞きしていますが、現在置かれている福祉関係、出来る限り努力しなければならないが、要望が出ているから承認しようとか、内容等について少し中身に入っただけの議論はされたのか、もう一度お聞きします。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

後城議員さんが仰るように中身に入っただけの質疑は致しておりませんが、今後老人人口が増える中で、介護予防に果たす役割が非常に大きいのではないかと委員会では判断をされましたのでこういう形になっていることとさせていただきます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。

それではこれより討論を行います。

初めに只今の件に反対の討論ありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ないようですので、これで要望第2号の討論を終わります。

これより要望第2号を採決致します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って、要望第2号 e—エクササイズ彼杵教室についての要望書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 5 議案第 50 号 職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第5、議案第50号職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第50号職員の給与の臨時特例に関する条例の制定でございます。

提案の理由は、地方公務員の給与削減を前提に地方交付税の縮減を盛り込んだ地方交付税法改正法案が可決をされ、それに基づいた国の予算が成立した。地方公務員給与を取り巻く非常に厳しい状況や地方交付税等の削減による町財政への影響を踏まえ、職員の給与減額支給措置を実施するため、本案を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長の方から説明させます。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまして、総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして補足説明致します。提案の理由につきましては先程町長が申しましたとおりでございます。国家公務員が去年の平成24年度から本年度の25年度まで2ヶ年間平均7.8%の給料の減額を実施しております。それを受けまして1年遅れではありますけれども、地方公務員も来月7月から26年3月までの9ヶ月間の給与と管理職手当、並びに12月の期末勤勉手当を減額するように国から技術的な助言があつて要請をされました。

これにつきましては、1月の末に総務大臣の書簡とか色々な国からの申入れ等ありまして、

県の方におきまして1月から4月の間に3回程度担当課長会議がありまして、議論をして話し合いがあったんですけども、最終的にまとめられたのが県職を含め21市町村が今6月定例会までに減額案を上程をしまして、7月から向こう9ヶ月間の給与減額を行うという事で確認をされました。

議会の日程上、条例案等を出す日にちが各自治体で違いますし、組合との交渉も必要ですので、それぞれ時期がずれていますが、7月の実施に向けて努力したいという事で今回の提出になっております。

国の削減のラスパイレスというのがあります。それが国を100とした場合、東彼杵町は104.2で東彼杵町は4.2多いという事でありまして、4.2ポイントの削減を実施しなければならないという事で理解をしておりますが、仮に国は9.7から4.7という事で平均7.8なんですけれども、そういう削減率を持っていておりますが、国に準じた削減率を持っていくと東彼杵町は国を上回る削減になってしまうという事で換算率を設けました。

東彼杵町は1に対して0.53分を減額すればいいと試算をしまして、4.7と7.7とそれぞれ月数を国はパーセンテージをしております、何れも東彼杵町の0.53の換算率をかけ、削減率を条例の一部を改正する条例に盛り込んだところです。これにつきましては何回となく職員組合との交渉を重ねてきました。県下の各自治体でも交渉を重ねていますが、それぞれ各自治体の削減率が違います。

東彼杵町は0.53の換算率ですが、全く国に準じるところもあります。時津・長与辺りが結構給与が高い自治体ですが、そういう自治体は国通りにやるところもあります。東彼杵町としては、今から説明します割合で上程をしたというところがございます。

条例をお願いします。条例の第1条から目的を書いておりますが、第2条につきましては、この条例の対象職員としております。

給与条例の第5条第1項別表の給料とありますが、これらの適用を受けます一般職員であります。

第3条特例の期間ですが、来月7月1日から26年3月31日までの間としております。

第4条、給与の特例です。職員に対する給料月額を支給に当たっては、給与月額から給与月額に当該職員に適用される給与表の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減ずるという事で、職務の級が1級から2級までの若い職員100分の2.5、所謂2.5%をカット、職務の級が3級以上、4級5級6級までの職員は4.1%のカットという事で上程をさせていただいております。

第4条の2、これにつきましては1時間辺りの減額があります。或いは時間外手当の計算方式がありますが履行におきましてはこれらの1時間単位の額をはじく場合に、今回の支給減額率を乗じた額を引いて支給するという事を第2項に規定しております。

第5条につきましては管理職手当の特例です。管理職の支給は規則で定めております。規則で条例化されましたら規則を制定されますけども、管理職手当の減額率は、4.1%を減額予定しております。管理職手当は規則で決めますけど、4.1で計画をしております。

第6条につきましては、育児休業等に関する条例におきましての部分休業をする場合の1時間当たりの減額の額。

第7条におきましては、介護休暇をする場合、1時間あたりの額についても、それぞれ減額率を乗じた分については減じなさいと規定をしております。

第8条につきましては、減額支給率をした時に小数点が出ます。その場合は1円未満の端数を切り捨てた分を引きなさいという規定です。

それと附則ですが、この条例は7月1日から施行する。この条例は来年の3月31日でその効力を失うという事で、あくまで9ヶ月間の臨時特例措置という事での条例です。

以上宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

これは今日初めて見たんですが、総理大臣が提唱されているアベノミクス。これはアベノミクスとは若干方向性が違うような気がするんですが、特に育児休暇等に関する条例、これも当然減るんですよね。だったら例えば子育て云々・福祉等で地方分権等が議論されている中で、そこでお尋ねですがこれは総務省辺りの通達か何かで来たんでしょうけども、これってやはり従わなくてはいけないんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

従いたくはないんですけども、具体的に交付税を31,652千円、明確に減額をしますと来ております。そうしますと我々のように非常に財源が乏しいところは従わなくては行けないと。総務大臣から直接町長宛に書簡が来ています。さっき議員が言われるように、最初は民主党政権の時代は復興予算に使うような話でしたが、若干書簡は変わっています。

そういう事で日本の再生ということですから、アベノミクスと変わらない部分もあるかと思っております。国の財政上が厳しいからとか、地方公務員の給料が高いとかそういう事ではなく、あくまでも現下の最大の使命である日本の再生という事で是非理解をして、先ず公務員が始めて、総理大臣が30%カット、議員さんや公務員もカットされてやっていこうという事ですので、是非我々もその精神に基づきまして、大変厳しい状況ですのでカットしていこうという事です。

補足して総務課長から、説明をさせます。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

橋村議員のご指摘があったアベノミクスについては、公務員は全く関係ないのご理解願えると思います。

実は11月に衆議院が解散されまして12月に選挙がありましたけれども、その時選挙勝利後、自民党は直ぐ選挙公約で掲げていた件もありますけれども、公務員については給与を削減するという事を閣議で決定しています。全くアベノミクスとは関係ありません。

将来の国家像を見据えて地方公務員等を含む公務員総人件費を2兆円減額するという事を盛り込んだ閣議決定をすぐさま出しましたので、総務大臣の書簡が出てきたわけですので、アベノミクスは関係ないと理解できると思います。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

アベノミクスと関係ないとは理解できませんね。どういう事ですかね。公務員だって消費者になれるわけでしょう。総務大臣は——△——△——。

私も何年か前に総務省に行って、総務省の通達と法律とではどっちが優先するのかと聞いた経緯がありますけどもこういうのが来た時は地方のそういういったものをたまには示したらどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

アベノミクスの話は、確かに最初のうちは入っていますよね。民主党政権の時代に民主・自民・公明 3 党が合意をして連合と合意をして法案が上がりましたので、それはそのとおりでと思います。その後政権が代わりまして後付でアベノミクスが最初に出来た訳ですから、直接的には関係ありませんけど、望むところは日本再生ということで私は同じだと考えております。

それと反対をしたのかと言うことですが、直接総務省或いは財務大臣と会う機会はありませんし、これは全国の町村長の集合体である全国町村会という組織によって、特に波佐見町の町長は直に反対をされまして、削減をしないようにと話に行ったのはあります。

従いまして、県と一体になっても反対してきましたし、反対をしても先程言いました諸般等の協力要請もあり従わざるを得ないと、どうしても脆弱な町で交付税が命ですので、是非そういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

質問回数も制限がありますので、まとめて 5 項目について質問を致します。

先ず、最初にご存知のように公務員の給与は、労働基本権の一部制約に伴います人事院勧告制度、町の職員の場合は長崎県人事委員会の勧告という事で今まで 60 年間やってきたわけですけど、今回の国の方針これは完全に今までの制度を法的な根拠裏付け、これを全く違える様なやり方ではないかと私は思います。

町長はこの人事院勧告制度についてはどのように考えられるのか。或いは来年度の人事院勧告についてどのような考え方で望んでいかれるのか、これがまず 1 点。

次に 2 点目ですが、今、橋村議員から質問がありましたが、地方分権の時代で地方の時代だから地方でどんどん色々な事をやってくれと、12 日の本会議でも同僚議員からも質問がありまして、特別な事をするのに何の制約もないと、かかった分はやって良いんだという総務省からの通知だと管財課長の方でお答えになっていますが、給与削減をやらなかつたら唯一の向こうの頼みの綱である地方交付税法違反という形でとられて罰則を設けてくるわけです。

このようなことで本来の地方分権というのが出来るのか、町長のお考えはどうかそれをお尋ねします。

続きまして職員の給与をこれだけ削った。ただ町内で町の職員を基準として給与を参考に

して算定にしている事業所があるわけですよ。町はそういうところに補助金として出してるんですね。補助金は当初予算としてやっているんですけども、これに対してはどのように対処されるんですか。先程の話ではありませんが、これのほうは地方に広がる可能性があるわけですよ。壊れた弓か何本の矢とか仰っていますけど、矢をつがえたときには、弦が切れたような辻褃の合わない話が先程ちょっとありましたけれども、町の関連団体等及び補助対象団体に対する補助金、これについての人件費はどのように考えて対処されるのか、その所をお尋ねします。

本年度は関係ありませんが、来年度は当然職員の給料は減るわけですから、町民税は来年度減額になると思います。制度が変わらない限り減額になるわけですから、町民税の減額になった分、町の職員だけではなく関連職員の給与が下がった場合、どこまでか把握は難しいと思いますが、この件に関しては当然国からの補填があるんでしょうね。こここのところを明確にお答えをお願いしたい。

これは一般町民には直接は関係ありませんが、市町村の職員共済組合、長期と短期で共済費を毎月納めていますよね。短期の場合は医療費でしょ。だったらこれは計算の根拠になっている本俸が下がった場合は、共済組合はやっていけるんですか。全町が全国的にこれを行った場合に。例えば今までコツコツ積み立ててきた金もそれに補填するという事を行われた場合は、非常用の場合のために積み立ててきたお金をそれに継ぎ足すというのは、これはおかしいでしょう。かと言って、来年共済組合の負担金が上がり予算で増やさないといけないんですよと言われても、ここまで考えての職員の給与の削減なのか、国の方針なのか、その部分まで合わせて今までの全て5点について町長の回答をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目は、人勸の考え方ですけど、これまでも議員が言われるように県の人事委員会というのがありますが、どちらかと言えば町は国の人勸に従ってやっていますので、これからも来年も含めて人勸が出た場合は勸告に従ってやっていくのは基本的な考えです。

地方分権につきましては確かに交付税を一方的に切ると言うのは、相反するのですがこれは国の施策ですので、分権は分権として捉えて行くべきではないかと思っています。

3点目は関連する外郭団体に町の給料表を使って職員さんに給料を払って行って、それに補助金が出ている団体、町でいきますと社会福祉協議会が該当しますが、ここには今度の議会で役場の一般職員の減額を出しますから減額措置を皆さんで検討してくださいと既に会長に話をしています。

町税の減額ですが、今日お願いを出して減額がどれだけ出るか今からやっていくわけですが、他の公務員もいるのでどれだけ影響するかわかりませんが、それはそれなりにやむを得ない事であり国の補填があるのか、それは定かではありませんのでわかりません。只反映されるのは基準財政の収入額の方が減額をしますので交付税には全国やっているところとやっていないところの収入額に対して75%の税率で収入を見ますので、それに幾らか影響しますのでカバーできると思います。

市町村共済につきましては大きな団体で連合会組織ですので、各町それぞれが議会の中で方針等が決定すれば減収も出てきますので、それをどうするかというのは今からそれぞれの

市町村の共済組合の中で協議をしていきますので、その後の動向、国の方針がどうなるのか或いは国の補填があるのかは今から見極めをしていきたいと思えます。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

1 番目 2 番目については制度ですので今の回答を受けておきますが、3 番目の社協の会長と話をしたということですが、ここでお話が止まれば良いのですが社協と同じような仕事をしている福祉関係の方は、例えば人件費は同じか若しくはとおそらく推察していると思えます。今度はこれが社協のヘルパーさん達がそれに応じて下がったとすると、民間は経営上は苦しくなくても便乗でこれを下げることが当然考えられます。

だから一役場の職員の給与が他のところに比べたら高いから単純に減らさないというのではなくて、こういうところまでずっと波及していくわけです。そうしたら社協だけでなく商工会。商工会は経営指導員の給与等で補助対象になっているでしょ。そうしたら漁協とか、福祉関係のところも波及していきます。福祉関係の施設は経営が苦しくなくても経営上赤字ではなくても町がしたなら便乗でやる可能性も出てくるわけです。

私が 4 番目にお話した町民税の減収は計算上何処までいけばいいんですか。交付税で当然減収の分はみてもらえるんだろうと希望的な感覚で仰ってますが、例えば町長の会議か主幹課長会議でこういう話はでなかったんですか。

共済組合の問題。大きな組織が私が在職中も何十回となく値上げがありました。今この問題には触れませんでした。退職予定の方、今年度、来年度、後々まで全部影響してきます。今年度に関しては退職金額ですが、次年度からは年金額まで波及していきます。そういう事までは考えて今のことについて関連団体と町民税の考え方、共済組合の考え方についてもう 1 度お願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

社協については全員対象ではありません。町の方から補助金をやっているのは 3 名と思えます。だから 3 名の方についてご判断をして頂くように町の方からやってくれではなく、お考えくださいということで強制する事ではありません。

漁協とか商工会は県に準じてやっておられますので、団体は当然やられますので私が感知する事ではありません。

町が補助金をやっている社会福祉協議会には正式な話をしていますが、商工会等には全くしていません。今からどういう結果で実績として上がってくるのか。

それから私も確かに減額する事は分かっていました。共済組合に影響するのも分かります。わかりますけれども私が一人で今の時点で会の役員でもないし、それは今から話題になるんじゃないですか。今それぞれ報道でもなされていますので、21 市町村で今から決まりますので、それによって算定が大変な事になりますよという話があるでしょうから、それは粛々と従っていくしかないと思えます。

税金の減額については止むを得ないことだと思っています。そういう制度で皆さん各団体の収入が減るわけですからそれなりに税金も減らしていかないとはいけませんので、

それは止むを得ない事だと思います。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先程町長の見解がありましたけど、人事担当の課長会議も先程の税金と共済、税金については議論が全くなされておられません。

共済については大事になるぞということの話をされまして今後各町が7月、議会がもし通った後また会議等を重ねられて今後の対応に図っていくような進行方向になるだろうということは会議の場で確認をしております。今現在、各自治体の調査を強制的に行っております。

以上です。

○議長（森敏則君）

7番佐藤隆善君。

○7番（佐藤隆善君）

誤解がないように私も一言申し上げておきますが、何も町の職員の給与が我々もそうになっているのでだまっていこうという話でもないし、減額することについてもやむを得ない場合も出てくるだろうと解釈しています。ただ今回のやり方は明らかに公務員をターゲットとして先ず国家公務員を狙い撃ちにして落としました。国会で通りました。そしたら今度は各自治体がそれぞれに決めてきた築き上げてきた志向と職員の代表者の話し合いで決まってきた給与体系の在り方、これを一度に足元から崩してしまおうというやり方なんです。だからこれでやっていくなれば当然労働基本権の争議権を認めてあとは労使で決めなさいと、それで交付税の対象としてはここまでだというようなやり方っていうのをすべきではないかという考え方です。

それと今申し上げましたように地域で町の職員の給与が下がれば、関連でずらずらと下がるわけです。そしたら地方の景気は一段と冷え込むわけですね。この交付税の貰っていない例えば東京都などの職員の給与は下げる必要ないんですよ。田舎に行けば行くほど下げていかなければならない、金をもらわなければならぬので国の言うことを聞かなければならない、だからそういうところを踏まえたところでの給与の削減ということなんです。

もう一つ質問でラスパイレスは国家公務員を100とした場合、町の給与は104.2というようなお話でありましたが逆の計算をやって見られましたか。逆に町を100とした場合国家公務員の給与が幾らになるかっていうのはまやかしかがあるんですよ。ラスパイレスの試算については誰とは言いませんけど、その辺に座っておられる方、一緒に組合の役員をしたときに逆の計算をやってみた場合逆になると言って上部から聞いて実際にやられた方もそこに座っておられますけど、そこを最後に回答してください。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1点目の給与体系の在り方ですが、これは今まで我々も築いてまいりましたしそういうことになっていたわけですけど、所謂そういう1年半ぐらい前にそういう法案が出来まして、それをマスコミで大々的に取り上げまして我々の給与は本当は関係ないんですけど、それを

附則で地方公務員もやれということでそういうマスコミ攻勢等がありまして、我々としては特に東彼杵町につきましては給与は全国でも一番最低クラスですので、職員も大分頑張っていると思いますので減らしたくはないんですけど、職員組合とも話をしながらやむなく承諾をしてもらったという経過もございます。

当然1年ぐらい前には、民主党政権が終わりぐらいには労働基本権の所謂ストライキ権も付与するというような話もあっておりますけども、それは立ち消えしたようなことになりました。そういうことでそういう労働者に対しても基本的な整備をしながら、やっぱり対等な労働条件は確立するべきではないかと考えを持っております。

それからそういう削減をしたら地域の経済が疲弊すると当然消費というのは給与が下がればいくらか気持的には買わなくなるでしょう。しかしそこはやむを得ない今の国の考え方日本の再生ということで成長産業とかアベノミクスとかやっておりますので、こちらのほうの成長産業で実体経済が潤うような政策を期待をしないと出来ませんのでそれしか期待するところはないだろうと思っております。

やむなく削減につきましては、経済が疲弊したにしてもやむを得ない。これは一時的なものでございますので、来年の3月までの減額でございまして、極力逆に経済等の見直しが出来て経済の景気が良くなれば若干変わってくるかなと期待を持っております。

ラスの話は今回の話しは国についてのラス話ですので。逆にすれば確かに大きな団体、小さな団体、加重平均方式でやっていきますので確かに逆で行けば小さいほうから大きいほうを見ていけば当然計算式が合いません。国の基準によつての算定がラスでございまして、それであくまでも尺度になってますので逆からつていう算定は考えておりません。以上です。

○議長（森敏則君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今の議案第50号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従つて議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に賛成の方は起立を願います。

確認しました。起立多数です。

従つて議案第50号職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 00 分）

再開（午前 11 時 08 分）

日程第 6 議案第 51 号 東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事請負契約について

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 6 議案第 51 号東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 51 号東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事請負契約についてでございます。提案の理由と致しまして、東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事の請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして本案を提出いたします。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

議案第 51 号、契約の目的につきましては、東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事でございます。契約の方法は随意契約による契約でございます。契約の金額 111,300 円でございます。契約の相手方は長崎市出島町 11 番 13 号西日本電信電話株式会社長崎支店支店長黒木幸一でございます。

この件につきましては、昭和 63 年度に現在のアナログ式の移動系防災行政無線消防行政無線ですけれど配備して以来 25 年が経過しておりまして、経年劣化も進みまして故障も頻発して一部通信出来ない通信不能な区域もありまして有事の際はその機能が発揮出来ないという統制機能が果たせないという状況があります。

数年前から消防団の方から更新の要望が上がっておりまして、やっと 25 年度当初予算で予算を計上しているところでございます。この財源につきましては、先程のアベノミクスの天災防災事業というのが今年度の臨時的な措置とありまして、充当率が 100%、交付税が 70% 返りということでこの事業に幸い乗った形の事業になったものでございます。

基地局を 2 箇所設置します。基地局というのは大きなアンテナ建てる施設でございますけれど、その初期費用はかかりますけれど、総務省が現在推奨してますデジタル方式ということで東彼杵町全域をくまなくカバーできる通信網が確立できるとしております。

別紙に概略の図面等をつけておりますけど、まず概要としましては冒頭の 2 行に書いてありますように東彼杵町の地勢に合わせた細長く山間部も多い東彼杵町の地勢でございますけれど、アンテナ局を 2 局設置することによりまして町全域をカバーできると通信エリアを実現できるということを大前提として整備を行うことにしました。

システム構成図は以下の図面のとおりでございます、統制局が役場本町に設置します。それと基地局に赤木の水道ポンプ上基地局、高台にありますけれどそこに1つ。それと音琴方面におきまして公共下水道の処理場があります。その敷地内にクリーンセンター基地局という2箇所のアンテナ塔を建てたいということでもあります。それによりまして、移動系端末系、移動系無線、携帯電話みたいな持ち運びの携帯無線を23台。それと車載型移動系無線、消防団の車につける車載型無線これを各分団或いは役場の公用車それに22台、それと移動系半固定ちょっと大型の施設になりますけれどそれを3台です。千綿支所、大楠小学校、音琴小学校に設置をしたいということで計画をしております。

2面を見てもらったらカラーで図示をしておりますけれど、こういうものが目に見えた装置としては整備をされます。役場に置きます統制台これが後部のほうに電算機みたいな設備が見えるかと思えますけれどそういう施設ですね。録音再生機能等もあります。それと停電時でも無停電装置で停電が補償されます。

それとメール一斉配信機能も今回は装備をされます。役場統制台から各端末機音声を司る端末機に対してメールが送れるということでございます。

それとその端末機については、右側のほうに携帯端末、車載型端末、半固定型端末ということしておりますけれど端末のほうから役場の内線電話の方とも通信が出来るようになります。役場の固定電話、内線電話とも通信が出来ます。

それと地図情報といいますか、今現在その携帯無線あるいは車載型無線が何処にあるかということ統制台のパソコンの画面で見ることが出来ます。ですので長期にわたる災害地とか今現在地が何処にいるかそこを指揮できるような能力が発揮できるかと思えます。それで今回は公募型プロポーザル方式で提案を行いまして、町が提案した内容或いは仕様書にクリア出来る業者を審査を持って選定いたしました。業者が3業者来ましたが、価格面或いは性能面に於きまして、今回NTT西日本株式会社長崎支店が今回の東彼杵町を受け持つ提案する内容に合致したということで随意契約ということでさせていただいております。以上よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

7番議員佐藤隆善君。

○7番（佐藤隆善君）

防災の関係を変えるということですが、この中で一点お尋ねですが移動式で車に22台と表示がしてありますけれど、この内訳はどのような内訳ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、総務課長。

○総務課長（森隆志君）

移動系の車載型端末につきましては、8個分団に車が2台ずつあります。大きいのと軽で

す。それで16基。残りの6基については役場の公用車ということでお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

2番議員橋村孝彦君。

○2番（橋村孝彦君）

技術的なことを聞いても良いですか。基地局、本局ここにありますよね。基地局を赤木と音琴でしたか、この仕様書でいきますと移動の車載が3ワットです。携帯が1ワットでしょう。そうしますと音琴付近は基地局がここだとしますとこれは充分クリアできると思うんですよ。ただし赤木が基地局ですと車載等については3ワットでカバーできると思いますけれど。携帯型の郊外の中山とか谷間付近に行きますとおそらく1ワットでは無理なのかなという気がするんですよ。調べていないから分かりませんが。私の経験上といいますか知識上でいきますと、そういう気がするんですよ。ですからそこで当然これはプロポーザルで公募されたわけですからこちらが提案したものに沿った答申が出たということでございましょうけれど、そこら辺の実地検証って言いますかね、そういったものはされた結果でそういう形になったのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

これにつきましては固定と車載については3ワット、携帯1ワットということで仕様をしておりますけれど、確かにご心配の通りご指摘もあるかと思えますけれど1ワットでいけるということを業者との間に確認をしました。そういうことで今回の整備となります。

今回モトローラ社によるデジタルについては結構電波性能が結構いいみたいでございしますので、このワット数で行けるということを確認とった上での契約となっております。

それと基地局は音琴って言われましたけど音琴へ飛ばすための基地局としまして公共下水道のクリーンセンターがありますのでそこに一つの基地局を実施します。以上です。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村孝彦君。

○2番（橋村孝彦君）

確認がとれたということですが、そうではなくて試験電波を発射して確認されたんですかということをお尋ねしています。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

確認といいますが、確かに試験電波を実際飛ばしまして通話ができるということを確認しております。以上です。

○議長（森敏則君）

5番議員滝川初夫君。

○5番（滝川初夫君）

携帯型端末の23台の内訳はどういう内訳ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先程の車載と同じ考えであります。23台につきましては各分団に2台ずつ加えます。ですから8×2の16台、残りの7台を役場に備えて置くということでございまして、職員が現場等に行く場合の対応になるかと思えます。

○議長（森敏則君）

他に。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第51号東彼杵町防災行政無線移動系デジタル化整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 52 号 大野原高原線改良工事 (15 工区) 請負契約の変更について

○議長 (森敏則君)

次に日程第 7 議案第 52 号大野原高原線改良工事 (15 工区) 請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○議長 (森敏則君)

町長。

○町長 (渡邊悟君)

議案第 52 号大野原高原線改良工事 (15 工区) 請負契約の変更について、提案の理由と致しまして現在国道歩道部及び町道部の路床状態が不良のため、路床改良及び舗装構成の変更が必要になったことから、工事請負額を増額するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、本案を提出致します。詳細につきましては建設課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長 (森敏則君)

町長に代わり建設課長。

○建設課長 (松尾幸彦君)

代わりましてご説明を致します。契約変更の理由は大野原高原線改良工事 (15 工区) 契約額の変更でございます。契約変更の方法は当初は指名競争入札による契約、変更は随意契約でございます。現契約金額は 55,965 千円。変更請負金額は 63,647,850 円です。7,682,850 円の増でございます。契約相手方は株式会社朽原建設代表取締役朽原保でございます。

平面図で今回の工事内容についてご説明を致します。図面の縦の道路が国道 34 号線になります。上が嬉野方向、下が江頭方向になります。それと横の道路が大野原高原線になります。右手が上杉方向でございます。今回この路線の計画の最終区間として国道取り付け部の工事を行っております。青の線で区分していますがちょっと分かりにくいかと思っておりますけれど、これが国道と町道との管理区分になります。

変更の主なものと致しまして路床改良及び舗装構成の変更と車両用防護柵これは車道と歩道との間のガードパイプですけれど 65.3m の追加等でございます。

舗装につきましては当初交通区分或いは計画交通量等により構成を決めておりましたが現場の試験を致しましたところ路床が軟弱であるということが分かりまして、舗装設計基準等に基づき検討を行い変更するものです。

国道部分は、右折レーン設置のため図面右側に拡幅を致します。図面の枠の中をご覧頂きたいと思いますが、国道部の舗装面積 2,310 m²このうち現在、元の道でございますけれども現道の歩道が車道になる部分、図面では表しておりませんがこれが 610 m²になりますけれど、これにつきましては厚さ 40cm の路床改良と舗装構成の変更を行います。

又町道部につきましても、下の方ですけど 440 m²につきましては厚さ 30cm の路床改良と舗装構成の変更が生じたためでございます。

この工事につきましては、今年度 10 月 31 日までを工期と致しております。以上でございます。

ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 52 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 52 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案 52 号大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 8 報告第 6 号 専決処分の報告について

（里一ツ石線改良工事（10 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（森敏則君）

次に日程第 8 報告第 6 号専決処分の報告について（里一ツ石線改良工事（10 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 6 号でございます。これにつきましては里一ツ石線改良工事（10 工区）の請負契約の変更に伴う請負金額の変更についてを専決処分いたしております。詳細につきましては建設課長から報告をさせます。よろしくお願ひいたします。建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

代わりましてご説明致します。契約変更の理由は里一ツ石線改良工事（10工区）の契約変更でございます。契約の方法は当初は指名競争入札による契約、変更は随意契約でございます。変更前の契約金額は54,506,550円、変更後の契約金額は56,092,050円、1,585,500円の増でございます。契約の相手方は有限会社田中建設代表取締役田中和幸でございます。

平面図でご説明致します。今回の工事区間につきましては図面中央下の長崎道車道の里第一橋を渡ったところから上の第二橋手前までを行っております。緑色で表した部分311.5mが新しい道路であります。茶色と青の部分が旧町道です。

旧町道につきましては、水田の小作等がございますので既存部分は残すことと致しております。

変更の主なものと致しまして、この旧町道部と新しい道路との間黄色の部分でございますけれども縦断方向に勾配がかなりありまして切り取りをしておりますけれども、そのままでは洗掘の恐れがあるということで張コンクリートを追加しております。又青の部分旧町道舗装取り壊し復旧区間と表示しておりますけれども、ここには元々用水路が集中を致しておりますので付け替えを行っておりますが既設水路の取り壊し等で舗装も取り壊しておりましたのでその舗装復旧を追加致しております。

尚今回で平成5年度から進めてまいりました全体計画4,800mの改良工事が完了を致します。工期は25年6月20日、本日までと致しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

説明が終わりましたが、本件は報告事項でありますのでこれで報告第6号を終わります。

日程第 9 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第9委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

所管事務のうち会議規則第74条の規程によってお手元に配りました特定事件所管事務の調査事項ついて閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に日程第10議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については会議規則第119条の規定によってお手元に配付しました別紙のとおり議員を派遣したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議員派遣の件はお手元に配布いたしました別紙のとおり派遣することに決定することにしました。

なお只今議決致しました議員派遣の件で変更等があった場合、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。

平成 25 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午前 11 時 32 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 26 年 3 月 24 日

議 長 森 敏 則

署名議員 堀 進一郎

署名議員 橋村 孝彦